日薬連発第751号 平成11年8月18日

加盟団体殿

日本製薬団体連合会

(財)日本容器包装リサイクル協会のホームページ開設のお知らせ

(財)日本容器包装リサイクル協会が8月16日よりホームページを開設いたしましたので、お知らせいたします。ご参考までに、同協会のホームページの画面と各項目の目次のコピーを添付いたします。ホームページのアドレスは次のとおりです。

http://www.jcpra.or.jp

一度アクセスしてみて下さい。

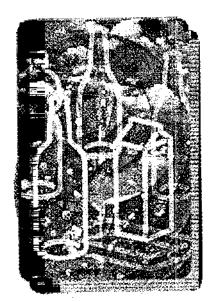
財団法人 日本容器包装リサイクル協会

 \mathbf{a} 0 3 - 5 5 3 2 - 8 5 9 7

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-14-1郵政互助会琴平ビル3F

出型法人 B水系記包装りでイタル協会





容器包装リサイクル法および関連法令

- ●容器包装リサイクル法とは
- ●容器包装リサイクル法のあたらしい動き
- ●法令集

分別収集と再商品化

- ●分別収集
- ●再商品化 ●分別収集と再商品化のために

容器包装リサイクルQ&A集

●容器包装リサイクルに関する Q & A 集



●容器包装リサイクルに関する個別質問受付窓口

財団法人 日本容器包装リサイクル協会のご案内

- ●指定法人とは ●指定法人の業務
- ●(財)日本容器包装リサイクル協会の活動による再 商品化の成果
- ●2000年に向けたスケジュール
- ●(財)日本容器包装リサイクル協会の概要

財団法人 日本容器包装リサイクル協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政互助会署平ビル3階











容器包装リサイクル法および関連法令 WEEKA FASSE UT / ON Sale

目 次

- (1)容器包装リサイクル法とは -容器包装リサイクル法の基本 的な考え方-
 - 1. 法律の背景
 - 2. 法律の対象となる容器包装
 - 3. 対象となる事業者
 - 4. 再商品化義務とは
 - 5. 再商品化義務履行のために
 - 6. 容器包装リサイクル法、2000(平成12)年4月1日からの改正点
- (2)容器包装リサイクル法関連の新しい動き

(3)法令集

1.法律

● 容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法律・附則

第一章 総 則

第二章 基本方針等

第三章 再商品化計画

第四章 分別収集

第五章 再商品化の実施

第六章 指定法人

第七章 雑 則

第八章 罰 則

附則

- 衆院付帯決議
- 参院付帯決議

2.政令

- 法律の施行期日を定める政令(政令第四百十号)
- 法律施行令 (政令第四百十一号)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行 令の一部を改正する政令 (政令第百八十号)

3.省令

- 法律施行規則、附則 (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第一号)
- 分別収集に関する省令(厚生省令第六十一号)

- 委託の範囲を定める省令(厚生省・通商産業省令第一号)
- 容器包装ガイドライン (通商産業省)
- 法律施行規則の一部を改正する省令 (大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号)
- 特定容器製造事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令

(厚生省、通商産業省令第一号)

- ★律35条に基づく市町村長の申出に関する省令(厚生省、通商産業省令第二号)
- 委託の範囲を定める省令の一部を改正する省令(厚生省、通商産業省令第三号)

4.告示

● 法律第11条2項第1号に規定する、主務大臣が定める比率を定める 件

(大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第三号)

● 法律第11条2項第2号イに規定する、主務大臣が定める比率を定める件

(大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第四号)

★ 法律第11条2項第2号ロに規定する、主務大臣が定める比率を定める件

(大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第五号)

● 法律第11条2項第2号二に規定する、主務大臣が定める比率を定める件

(大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第六号)

- 特定事業者責任比率を定める件(大蔵省、厚生省、農林水産省、 通商産業省告示第七号)
- 再商品化義務総量を定める件(大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第八号)
- ★津9条6項に基づき、平成9年度以降の5年間の各年度の特定分別 基準適合物ごとの総量を定める件 (厚生省告示第二百六十六号)
- 法律第12条第2項第2号二に規定する主務大臣が定める量 (厚生省、通商産業省告示第三号)

5.「関連通知」

- 特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン
 - 容器包装リサイクル法「帳簿」の記載例
- 容器包装に関する基本的な考え方 について(案)
- 委託・受託関係にある場合の義務対象者について

分別収集と再商品化

建理決人 日本容易管理リサイクル協会

目 次

(1)分別収集

- 1. 分別基準適合物とは
- 2. 分別収集計画
- 3. 分別の区分について

(2)再商品化

- 1. 再商品化手法の基本的な考え方
- 2. 再商品化手法

(2)分別収集と再商品化のために

- 1. 分別収集の実施にあたって
- 2. 再商品化の実施にあたって

容器包装リサイクルQ&A集

副国法人 日本管理包装リサイタル協会

● 容器包装リサイクルに関する Q & A 集

検索 1 条件付検索

主体と素材を指定して 探したい内容を絞り込み 検索を行います

■ 主体

- [®] A. その他・全般
- C B. 國
- C C. 地方自治体
- C D. 日本容器包装リサイクル協会 (指定法人)
- C E. 特定事業者
- F. 再商品化事業者
- C G. 再商品化製品利用事業者
- C H. 消費者

■ 素材

- € 1. その他・全般
- 2. ガラスびん・全般
- 3. ガラスびん・無色
- C 4 ガラスびん・茶色
- 5. ガラスびん・その他色
- C 6. プラスチック・全般
- C 7. プラスチック・PETボトル
- 8. プラスチック・トレー
- 9. プラスチック・その他
- C 10. 紙·全般
- C 11. 紙・紙パック
- 12. 紙・段ボール
- 13. 紙・その他
- C 14. 金属・アルミ
- 15. 金属・スチール

建業 半の実行

検索 2 フリーキーワード検索

■ 使い方

● 「or 検索」は

キーワードとキーワードの間に"半角空き or 半角空き"と入れます(or は必ず入れて ください)。

● 「and 検索」は

キーワードとキーワードの間に"半角空き and 半角空き"と入れます(and は必ず入 れてください)。

•	+-	-ワ-	ードを	入力	して	くださ	い

a year wear and	771000000000	の実行
	► 2012 (************************************	#T. (127) 422 → 3
THE RESERVE AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IN COLUMN TO THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IN COLUMN TW	100	Francisco
	与 不明 有 (1)	
	A marie fresh as pro-	122 17 12 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17

容器包装リサイクル個別質問受付窓口 MBBA BASEAUTY (50) BASE

容器包装リサイクル個別質問受付窓口は、ただいま、準備中です。

1999年9月初旬公開予定です。

財団法人日本容器包装リサイクル協会の案内 NHROLA Experience Production Pro

目 次

- (1)指定法人とは
- (2)指定法人の業務
 - 1. 特定事業者と協会
 - 2. 市町村と協会
 - 3. 再商品化事業者と協会
 - 4. 再商品化製品利用事業者と協会
- (3)財団法人 日本容器包装リサイクル協会の活動による再商品 化の成果
- (4)2000(平成12)年に向けたスケジュール
- (5)財団法人 日本容器包装リサイクル協会の概要